

双葉町国民保護計画変更概要

計画の経緯と変更の考え方

双葉町国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律「国民保護法」に基づき、平成19年3月に作成しました。

この計画は、国民の保護に関する基本指針、福島県国民保護計画、その他の法令等を踏まえ、武力攻撃時から町民の生命・身体及び財産を保護し、町民生活等に及ぼす影響を最小限にすることを目的に、町の責務や避難・救助・武力攻撃災害への対処など、町が行うべき措置について規定しております。

本計画は、作成から10年以上が経過しており、この間、国民の保護に関する基本指針や福島県国民保護計画の変更、町地域防災計画等で変更事項が生じたことから、このたび本計画を一部変更します。

なお、本計画においては、令和4年春ごろの特定復興再生拠点区域内全域の避難指示解除を見据え、住民帰還後の町の姿を想定した計画としており、町の現況と本計画については一部乖離があるものもありますが、町の帰還状況に合わせ、適宜更新していくものとしております。

計画の主な変更内容

<国民の保護に関する基本指針や福島県国民保護計画との整合性>

- 国の現地対策本部長が開催する武力攻撃事態等合同対策協議会への双葉町対策本部員の参加
- 安否情報システムによる安否情報の収集、提供の利用
- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の新たな警報伝達手段
- 大規模集客施設や旅客輸送施設における施設滞在者等への避難等の措置
- 武力攻撃等原子力災害への対処

<双葉町地域防災計画との整合性>

- 町民への広報手段の追加（緊急即報メール、防犯・防災総合システム）
- 本町の機構改革等に伴う整理
- 災害協定の追加

<統計数値の時点修正等>

- 町の帰還状況に合わせた、計画の適宜更新を明記
- 人口、気象等の時点修正

用語

■ 武力攻撃事態等合同対策協議会

国の現地対策本部と地方公共団体の国民保護対策本部等が国民の保護措置に関する情報の交換や相互の協力を図るために必要に応じて開催される会議

■ 安否情報システム

国民保護法に規定する安否情報の収集・供給等を効率的に行うため、情報の入力・整理・報告・提供機能を備えたシステム

■ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から人工衛星を用いて送信し、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム

■ 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

国と地方自治体間の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、首相官邸と都道府県及び市区町村間で緊急情報を送受信するシステム

■ 大規模集客施設

延床面積の合計が1万平方メートルを超える建築物